

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、円滑化協定の適確な実施を確保するため、円滑化協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定め、もって我が国と我が国以外の締約国（以下「締約国」という。）との間における防衛の分野に係る協力の円滑化に資することを目的とすること。（第一条関係）

二 定義

1 この法律において「円滑化協定」とは、日本国の自衛隊と締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて、次に掲げる事項について定めるもののうち政令で定めるものをいうものとする。

(1) 公用車両（締約国が所有し、又は専ら締約国が賃借する道路運送車両法第二条第二項に規定する

自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車であつて、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が公務の執行のために使用するものをいう。第二において同じ。）に係る我が国における義務の免除に関する事項

(2) 刑事裁判権の行使の特例に関する事項

(3) 国の賠償責任の特例に関する事項

2 この法律において「締約国軍隊」とは、円滑化協定に基づいて、我が国と締約国との間で合意した活動に関連して、我が国の同意を得て日本国内に所在する締約国の軍隊をいうものとする事。

3 この法律において「締約国軍隊の構成員」とは、締約国軍隊に属する者をいうものとする事。

4 この法律において「締約国軍隊の文民構成員」とは、締約国軍隊に随伴する締約国の国籍を有する文民その他我が国及び締約国が適当であると認める者であつて、締約国に雇用されるもの又は締約国軍隊に勤務するもの（我が国に通常居住する者及び締約国又は締約国に代わる者との役務の提供を内容とする契約に基づき行われる事業に従事する者を除く。）をいうものとする事。（第二条関係）

第二 道路運送法及び道路運送車両法の適用除外

一 公用車両（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車に限る。）には、道路運送法第九十四条及び第九十五条の規定は、適用しないものとする。

二 公用車両（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車に限り、我が国において賃借されるものを除く。）には、同法第四条、第十九条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第四十条から第四十三条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十四条、第五十四条の二、第五十六条、第五十八条、第六十三条、第六十六条、第七十三条第一項、第九十七条の三、第九十九条から第九十九条の三まで及び第百条の規定は、適用しないものとする。

三 公用車両（道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車に限り、我が国において賃借されるものを除く。）には、同法第四十四条及び第百条の規定は、適用しないものとする。

四 締約国が所有し、又は専ら締約国が賃借する道路運送車両法第二条第四項に規定する軽車両であつて、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が公務の執行のために使用するもの（我が国において賃借されるものを除く。）には、同法第四十五条及び第百条の規定は、適用しないものとする。

（第三条関係）

第三 刑事手続等の特例

一 逮捕された締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員の引渡し

1 検察官又は司法警察員は、逮捕された者が締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員であり、かつ、その者の犯した罪が専ら締約国の財産若しくは安全のみに対する罪、専ら締約国軍隊の構成員若しくは締約国軍隊の文民構成員の身体若しくは財産のみに対する罪又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪のいずれかに明らかに該当すると認めるときは、刑事訴訟法の規定にかかわらず、直ちに被疑者を締約国軍隊に引き渡さなければならぬものとする。

2 司法警察員は、1により被疑者を締約国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）と共に事件を検察官に送致しなければならないものとする。 （第四条関係）

二 締約国軍隊によって逮捕された者の受領

1 検察官又は司法警察員は、締約国軍隊から日本国の法令による罪を犯した締約国軍隊の構成員又は

締約国軍隊の文民構成員を引き渡す旨の通知があった場合には、裁判官の発する逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとって、被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならないものとする。この場合において、同法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの提供があったときは、当該逮捕状に代わるものについて同条第三項の規定による措置をとって、その引渡しを受けることができるものとする。

2 検察官又は司法警察員は、1の場合において、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡しを受け、又は受けさせなければならないものとする。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならないものとする。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならないものとする。

3 1及び2の場合を除くほか、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取った後、直ちにそ

の者を釈放し、又は釈放させなければならないものとする。

4 1又は2による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合の手續の例によるものとする。ただし、同法第二百三条第一項、第二百四条第一項及び第二百五条第三項の時間の制限は、それぞれ1又は2による引渡しがあつた時から起算すること。

(第五条関係)

三 締約国軍隊の財産の差押え、搜索等

締約国軍隊の財産（締約国軍隊が日本国内に所在していない場合にあつては、日本国内に所在する締約国の軍隊の財産であつて、締約国軍隊の用に供されていたものを含む。）についての搜索（搜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下三において単に「電磁的記録提供命令」という。）又は検証（検証状の執行を含む。）は、検察官若しくは司法警察員が締約国軍隊（締約国軍隊が日本国内に所在していない場合にあつては、締約国の軍隊。以下三において同じ。）の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から締約国軍隊の権限あ

る者に囑託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする電磁的記録提供命令又は検証は、その裁判所若しくは裁判官が締約国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から締約国軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。

(第六条関係)

四 締約国軍隊等への書類等の提供等

1 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類若しくは証拠物又は電磁的記録について、締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局から、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があったときは、次に掲げる措置をとることができるものとする。

- (1) その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
- (2) その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
- (3) その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項

を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記載されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供すること。

- 2 1 (3)に係る部分に限る。) の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする事。
- (第七条関係)

五 日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力

- 1 検察官又は司法警察員は、締約国軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができるものとする事。

- 2 1 の場合において、逮捕の要請があつた者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を搜索し、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその場所に入りその

者を捜索させることができるものとする。ただし、追跡されている者がその場所に入ったことが明らかであつて、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しないものとする。

3 1により締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察員から、その者を締約国軍隊に引き渡さなければならぬものとする。

4 司法警察員は、3により締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員を引き渡したときは、その旨を検察官に通報しなければならないものとする。

5 検察官又は司法警察員は、締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求めることができるものとする。

6 検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に5の処分をさせることができるものとする。

ること。

7 5及び6の処分の際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対して締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局の要請による旨を明らかにしなければならないものとする。

(第八条及び第九条関係)

六 自衛隊員への準用

1 二は、締約国の権限ある当局から、自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員であつて、円滑化協定に基づいて、我が国と締約国との間で合意した活動に関連して、締約国の同意を得て締約国内に所在するものをいう。2において同じ。）であつて日本国の法令による罪を犯したものを引き渡す旨の通知があつた場合について準用すること。

2 四は、締約国の権限ある当局から、自衛隊員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のために必要があるものとして申出があつたときについて準用すること。

(第十条関係)

七 刑事補償

刑事補償法又は少年の保護事件に係る補償に関する法律の規定の適用については、締約国軍隊その他

の締約国の権限ある当局による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留若しくは拘禁又は少年の保護事件に係る補償に関する法律第二条第一項第二号に掲げる身体の自由の拘束とみなすものとする事。

(第十一条関係)

第四 国の賠償責任の特例

一 職務遂行に係る賠償責任

締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負うものとする事。

(第十二条関係)

二 工作物等の設置等に係る賠償責任

締約国軍隊が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたために日本国内において他人に損害を生じたときは、国が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負うものとする事。

(第十三条関係)

三 適用除外

一及び二は、次に掲げる損害には、適用しないものとする。

- (1) 締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が被った損害
- (2) 民間の保険による填補の対象となる車両の使用に起因する損害（当該保険が填補する部分に係るものに限る。）
- (3) 契約に基づき処理することとなる損害
- (4) 特殊海事損害（船舶の航行若しくは運用若しくは貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はこれらに関連して生ずる財産に対する損害（我が国と締約国との間の合意により決定する損害を除く。）をいう。第五の一において同じ。）

（第十四条関係）

第五 特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助

一 請求のあつせんの申請

特殊海事損害を被った日本国民又は日本国法人は、防衛省令で定めるところにより、その被った損害について締約国に対して行う賠償の請求のあつせんを防衛大臣に申請することができるものとする。

と。

(第十五条関係)

二 請求のあつせん

防衛大臣は、一による請求のあつせんの申請があつたときは、当該申請に係る請求のあつせんを行わなければならないものとする。ただし、請求の理由がないと認められるときは、この限りでないものとする。

(第十六条関係)

三 訴訟の援助

1 政府は、二によるあつせんにより当該あつせんの申請をした者に係る請求が解決されない場合において、その者が締約国の裁判所に当該請求に係る訴訟を提起するときは、政令で定めるところにより、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができるものとする。

2 1の立替金には、利息を付さないものとする。

(第十七条関係)

四 立替金の償還等

政府は、三の1により費用の立替えを受けた者に係る訴訟が終了した場合には、その立替金を償還さ

せなければならぬものとする。ただし、政令で定めるところにより、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができるものとする。 (第十八条関係)

第六 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。 (附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めること。 (附則第二条、第四条及び第五条関係)

三 次に掲げる法律を廃止すること。

1 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律

2 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律 (附則第三条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うこと。 (附則第六条及び第七条関係)